

funny G 会員規約

第1条 名称

ジムの名称はfunny Gと称します（以下「本ジム」）。

第2条 目的

本ジムは会員が施設の利用及び運動の指導享受を通じて、心身の健康維持・健康増進・会員の相互親睦を図ることを目的とします。

第3条 本規約の範囲

本ジムが随時会員に対して発表する諸規定は本規約の一部を構成するものとし、会員はこれを承諾します。

第4条 本規約の変更

本ジムは会員の了承を得ることなく本規約を随時変更できるものとし、会員はこれを承諾します。

第5条 入会

本ジムの入会を希望する者は規約及び諸規定を了承の上、所定の申込み手続きを行い、所定の入会金等を払い込む事により会員としての資格を取得します。

第6条 会員の要件

本ジム会員は次の各号に該当するものとします。

1. 本ジムが認証した方。
 2. 頭部障害や感染症などの健康に異常がなく、本ジムの運動に適している方。
- ※なお、暴力団員、その他本ジムの会員としてふさわしくない方は入会できません。入会后、これらの事由に該当することが判明した場合は入会を取消します。

第7条 会員の施設利用範囲

会員は本ジムの定める諸規定に従い、本ジムが定める曜日と時間帯に本施設を利用することができるものとします。

第8条 入会金

入会金は本ジムが定める金額とし、如何なる場合も一切返還されないものとします。

第9条 月会費

月会費は本ジムが定める金額とし、所定の方法で支払うこととします。
引き落としができていない者、滞納者は会費を支払い参加できるものとします。
一旦納入されました金銭はいかなる理由でも一切返金できません。

第10条 変更事項の届出

会員は住所、連絡先、その他入会申込書記載事項に変更が生じた場合、速やかに本ジムに届出なければならないものとします。

第11条 退会

会員が本ジムを退会する場合は、退会を希望する月の前々月末日までに申し出てください。
なお、退会月の会費は月の途中であっても全額を徴収するものとします。
滞納者の会費の請求は納入されるまで行われ、再三の請求にも係らず、お支払いいただけない場合は債権会社や弁護士等を通しての請求になります。債権会社を通しますとカードやローンが組めなくなる時がありますのでご了承ください。その際の経費は当事者に請求いたしますのでご了承ください。当ジムでは会費未納に対して、退会処理を行わない限り会費は蓄積されていきます。

第12条 会員資格の停止及び除名、強制退会

1. 本ジムは会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、又はその恐れがあると当ジムが判断した場合、事前の通知、承諾なく、当ジムの裁量により直ちに会員の資格を一時停止し、会員資格の停止、除名、強制退会処分とすることができるものとします。
 - (1) 入会申込者が実在しないことが判明したとき。
 - (2) 入会申込みをした時点で規約違反等により会員資格の停止処分中であるとき。
 - (3) 過去に規約違反等で本ジムの除名処分を受けたことがあるとき。
 - (4) 入会申込みの際の申告事項に、虚偽の記載があったとき。
 - (5) 本ジムの利用料金の支払いを怠っていること、又は、過去に支払いを怠ったことがあるとき。
 - (6) 本ジム、会員、関係者の中傷、又、本ジムと会員と関係者の名誉を著しく傷つけたとき。
 - (7) ジムに無断で他道場、ジムで練習、所属をしたとき。
 - (8) ジムに無断で試合に出場したとき。
 - (9) ジムの運営を妨げ、練習中に迷惑行為をしたとき。
 - (10) 指導員の指示を守らず勝手な行動、不服な態度並びに練習をしたとき。
 - (11) 会員資格の停止者、除名者、強制退会者、又はその保護者の苦情は一切受け付けられないものとします。
 - (12) その他本ジムが会員としてふさわしくないと認定したとき。

(13) 除名、強制退会者等の処分を受けた者はホームページ、ブログ等で発表できるものとします。

(14) 本規約のいずれかに違反したとき。

2. 前項の場合において、当ジムが何らかの損害を被った場合、会員は当ジムに対して当該損害を賠償するものとします。
3. 当ジムは会員に対して、第1項に定める措置の理由を開示する義務を負わないものとします。

第13条 休会

会員は休会を希望する月の前々月末日までに下記の公的且つ正当な事由により、休会願いを届け出るものとします。

休会の手続きを行うことにより本ジムの承認を得て休会することができます。ただし、休会中月ごとに手数料500円がかかります。

1. 海外移住、転勤などにより会員が本ジムの利用特典を一定期間享受できないと判断される時。
2. 妊娠・疾病・怪我・障害等本ジムの一般活動への参加が当面不可能であり、退会する意思が会員に無い時。
3. その他本ジムが正当な事由と認めた時。

第14条 利用料算定開始日

本ジムの利用算定開始日は所定の手続きを行った日をもって契約開始日とします。

第15条 支払い手段

指定口座からの引き落としのみになります。未成年者の場合は親権者の同意が必要となります。

第16条 利用上の注意

会員は本ジムの利用上、以下の行為をしないものとします。

1. 公序良俗に反する行為。
2. 犯罪行為に結びつく行為。
3. 他の会員、関係者又は第三者の著作権を侵害する行為。
4. 他の会員、関係者又は第三者の財産、プライバシーを侵害する行為。
5. 他の会員、関係者又は第三者を誹謗中傷する行為。
6. 本ジムの運営を妨げる或いは本ジムの信頼を毀損する行為。
7. スポーツマンシップに則らない暴力行為。
8. その他法律に反する行為。

第17条 責任事項

1. 本ジム内において発生した盗難、紛失、会員間のトラブル、負傷等の事故については、本ジムは一切の責任を負いません。但し、本ジムでの怪我により入院した場合はスポーツ保険の対象となりますので、診断書をお持ちください。
2. 会員は本規約、その他本ジムの定める諸規定に違反したして本ジムに損害を与えた場合、それによって生じる一切の損失、費用、経費等を弁償するものとします。

第18条 自己責任の原則

1. 会員が本ジムの施設、サービス利用時に他の会員又は第三者にして損害を与えた場合、会員は自己責任の費用をもって解決し、本ジムに迷惑、損害を与えることのないものとします。
2. 本ジムは本ジムの施設利用、サービス利用時に発生した会員の損害全てに対し、いかなる責任も負わないものとし、一切の損害賠償をする義務はないものとします。

第19条 施設の一時閉鎖、一時休業

本ジムは次の理由により施設の全部または一部を休業、閉鎖することがあります。

1. 天変地異等の不時の災害その他により、開場が適切でないと判断したとき。
2. 施設の点検、補修または改修をするとき。
3. 法令の制定、改廃、行政指導、社会情勢の著しい変化、その他やむを得ざる事由が発生したとき。
4. 本ジム所属選手が大会に出場する場合、本ジムのイベントの開催等のとき、その他本ジムが休業を必要と認めるとき。

第20条 画像、映像権

本ジムについての画像、映像権、放映権はすべて本ジムに帰属します。

第21条 個人情報

会員から収集した個人情報は、厳重に管理し、個人情報への不正アクセス、紛失、破壊、改ざん及び漏洩等に対して、適切な予防並びに是正措置を講じます。

なお、会員の個人情報は、本ジムのイベント、格闘技の試合その他の勧誘などのために利用することがありますので予めご了承ください。

funny G 連絡先：内山（うちやま）

Eメール：funnykick@gmail.com 電話：080-4415-3371（クラス中は電話に出られない場合がございます）